平成２７年（フ）第７８号
滋賀県近江八幡市中村町655番地１　106号
債務者　桜渕　生馬
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第２１号
兵庫県淡路市育波47番地
債務者　小溝　加織
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２６年（フ）第５号
鳥取県米子市東福原８丁目17番７号、前住所
鳥取県西伯郡南部町福成915番地24
債務者　藤田　佳史
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第５６号
徳島県徳島市北沖洲４丁目９番30号、旧住所
徳島県鳴門市瀬戸町明神字馬越15番地40
債務者　尾形　武士
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７３号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城85番地　小鳴門荘、旧住所東京都調布市国領町４丁目４番地４
債務者　吉田　秀清
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３号
高知県四万十市鍋島1391番地
債務者　池本　周平
1　決定年月日時　平成27年６月15日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２７年（フ）第１９号
福岡県直方市大字上新入2243番地284
債務者　荻島奈都美
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２７年（フ）第１５７号
大分市大字猪野1392番地　石川アパート202
債務者　畑野　浩二
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７４号
大分県津久見市大字津久見6771番地の１
債務者　黒枝　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７５号
大分県津久見市大字津久見6771番地の１
債務者　黒枝　裕美
1　決定年月日時　平成27年６月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４３号
宮崎市吉村町平塚甲1882番地２　ハローコーポ１階Ａ号
債務者　黒木　信也
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２２号
宮崎県日南市星倉３丁目11番地８　辻田コーポ101号、前住所宮崎県日南市吾田東５丁目２番５－Ｂ３号
債務者　内田　幸江（旧姓谷山）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第１７１号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目30番４号
債務者　前原　　恵
1　決定年月日時　平成27年６月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３０号
鹿児島県姶良市東餅田1496番地１　グレースメゾン201号
債務者　假屋　桂子（旧姓下村）
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
鹿児島県姶良郡湧水町米永1913―17、住民票上の住所鹿児島県霧島市横川町上ノ5798番地
債務者　岡元八重子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４４号
鹿児島県霧島市国分福島１丁目１番６－１号
債務者　川内麻依子
1　決定年月日時　平成27年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係